

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年11月及び58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月
② 昭和58年7月から59年6月まで

私は、結婚後の昭和56年4月に金融機関で口座振替の申込みを行い、以降口座から自動引き落としで国民年金保険料を納付していた。夫の仕事も変わっておらず、現在に至るまで保険料納付を怠ったことは無いので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、自身の預金口座からの振替により納付していたと述べているところ、申立人の所持する「国民健康保険・国民年金保険料口座振替依頼書」を見ると、昭和56年6月から振替を開始したことを示す記載が確認できることから、申立期間前から保険料が口座から振り替えられていたことがうかがえ、申立内容と一致する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和54年*月に国民年金被保険者資格を取得したことに伴い払い出されたものであり、申立人の所持する年金手帳を見ると、同記号番号に基づく被保険者資格を58年10月7日付けで喪失したことが確認できる。このことから、申立人は、同年同月まで引き続いて被保険者資格を有していたことになり、同年9月までの期間に係る保険料は預金口座からの振替の対象とされていたものと推認できる。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立人が保険料の振替を開始した昭和56年6月から申立期間①を除き申立期間②の直前までの期間に係る保険料は、全て現年度中に納付されたことが記録されていることから、当該期間に係る保険料は預金口座から振り替えられたものと推認

できるほか、申立人は、預金口座の残高不足による振替不能の連絡や、これに伴う納付書の交付を受けた覚えも無いとしていることから、申立期間①及び申立期間②のうち58年7月から同年9月までの保険料は納付されていたと考えることも不自然ではない。

一方、前述のとおり、申立人は、申立期間②の途中の昭和58年10月7日に被保険者資格を喪失し、以降、国民年金に未加入とされていたことがうかがえることから、申立期間②のうち同年同月以降の保険料が、預金口座から振り替えられたとは考え難い。

加えて、年金手帳に当初昭和58年10月7日として記載された被保険者資格の喪失日が、62年3月31日付けで61年4月1日に訂正されていることから、市はこの訂正時に、それまで未加入とされていた58年10月以降の期間を遡って被保険者期間としたものと推認できるところ、訂正が行われた62年3月の時点で、申立期間②のうち58年10月以降の期間は全て時効であり、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年11月及び58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで

私の夫は、婚姻届を市役所に提出した際、私が国民年金に未加入であることを知り、加入手続を行ったところ、申立期間の保険料は市役所では納付できないと言われたため、社会保険事務所（当時）へ赴いて説明を受け、分割して納付することとした。その当時、月に1回程度実家へ帰る際に、社会保険事務所へ通い、3、4回にわたって納付したことを記憶しているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、平成元年4月に、この当時、夫婦が居所とは別に住民票を置いていた市の市役所へ婚姻届を提出した際、申立人が国民年金に未加入であったことを知り、申立人の加入手続を行ったと述べているところ、この時点で申立期間は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であった。

また、申立人の夫は、上記加入手続を行った際に、市の職員から「申立期間に係る保険料は市役所では納付できないため、社会保険事務所に行くように。」と指導され、保険料の納付について同市の社会保険事務所へ相談に赴き、保険料の金額及び納付方法について説明を受けたが、申立期間の保険料は一度に支払うことのできる金額ではなかったため、分割での納付を希望し、3、4回、同事務所まで通った記憶があると述べている。これらの主張は、申立人の申立期間に係る保険料を納付するに至るまでの経緯が具体的であるほか、申立人の国民年金への加入状況からみて、申立期間は過年度となるころ、過年度保険料は、社会保険事務所での扱いである上、住民票所在地を管轄する社会保険事務所であれば収納することもできなかったことから、

当時の状況との矛盾も無く信憑^{びよう}性もある。

さらに、申立人の長きにわたる国民年金加入期間において、保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ24か月と比較的短期間である上、婚姻後の夫の国民年金と厚生年金保険との切替え及びこれに伴う申立人の被保険者種別の変更手続も適切に励行されていることから、夫婦の国民年金に対する関心及び夫婦の保険料を納付しているとする申立人の夫の保険料の納付意識は高いものであると考えられ、申立期間に係る保険料を遡って納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月から54年3月までの期間及び同年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、年金記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年5月まで
② 昭和53年12月から54年3月まで
③ 昭和54年4月から同年10月まで

私は、いずれの申立期間についても、保険料を納付していなかったが、将来の年金受給のことを考え、全て免除を申請し、免除が認められていたはずであるので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、同手帳の発行年月日が昭和44年12月25日と記載されている上、同手帳に記載のある国民年金手帳記号番号とは別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行い、同年同月10日付けで被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人は、上記の加入手続以降、厚生年金保険と国民年金との切替手続をおおむね適切に行ってきたことがオンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）から確認できる上、昭和50年10月に最初の国民年金保険料の免除を受けて以降、申立期間②の前や申立期間③の次の厚生年金保険から国民年金への切替手続の機会等、数次にわたり同手続と共に保険料の免除を申請し、承認されていたことがうかがわれ、免除の申請についても熟知していたものと考えられる。さらに、申立人は、可能な限り、保険料を免除された期間に対する追納を行っていたことも確認できるなど、将来の年金受給について考えていたとする主張とも合致することから、申立期間②及び③につ

いて加入手続及び保険料の免除申請を行わなかったとされているのは不自然であり、申請を行っていた場合は、前後の免除の状況からみて申請は承認されていたと考えられる。

一方、申立人の加入手続が初めて行われたと推認できる昭和 44 年 12 月頃まで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間①当時に申立人が国民年金に加入していたとみることはできず、保険料の免除を申請することはできなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。A事業所には昭和58年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA事業所における昭和58年3月分の給料明細から判断すると、申立人は、当該事業所に同年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細において確認できる保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に全喪しており、事業主にも連絡が取れないが、事業主が資格喪失日を昭和58年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額については、59万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 7 月 1 日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、給与支払明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料額と比較して低いことが分かったので、給与支払明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、平成 12 年 7 月 25 日付けで、11 年 10 月の定時決定の記録を取り消した上で、同年 9 月 1 日に遡って標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与支払明細書によれば、申立期間において、59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A事業所の滞納処分票によると、代表取締役及び代表取締役の妻が、社会保険事務所の職員と滞納保険料について相談していることが確認できる。

加えて、代表取締役は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所が用意した書類に会社の代表印を押した旨証言している。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるものの、代表取締役は、「申立人は現場監督であり、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、

社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成12年7月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

静岡厚生年金 事案 1859

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 7 月 18 日まで

A事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡って20万円に引き下げられていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年7月18日）の後の平成10年3月3日付けで、20万円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、元代表取締役及び元社会保険事務担当者は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

さらに、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、元代表取締役及び複数の元同僚は、「申立人は事業を企画する仕事をしており、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

静岡厚生年金 事案 1860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間についてA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び社員名簿の退職日欄の記載内容から判断すると、申立人は、平成5年3月31日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における平成5年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成5年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。同一企業内での転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出された人事発令から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和51年6月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和51年4月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、退職後すぐに国民年金に加入し、以後、保険料は自分の口座からの振替により納付していた。申立期間の保険料は私の口座から振り替えられていたはずであり、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 3 月に退職した後に、申立期間に係る国民年金加入手続きを行い、以後、申立期間を通じて、国民年金保険料は自身の預金口座からの振替により納付していたと述べているところ、申立人が申立期間に係る保険料の納付に利用していたとする預金口座について取引状況の確認を行ったが、確認が可能であった 58 年 6 月から 61 年 4 月までの期間については、保険料が振り替えられた事実はない。また、申立人は申立期間当時の保険料額等についても明確な記憶は無いとしており、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金加入手続きについての具体的な記憶は無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者資格を取得したことに伴い、同年 7 月に払い出されたものであり、申立人に対して、申立期間当時に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は同年同月頃初めて行われた手続きにより国民年金に加入したものと推認できる。加えて、申立期間当時、申立人の夫は共済組合の組合員であったことから、申立人の申立期間に係る国民年金への加入は任意であり、任意加入の対象となる申立期間について、遡って被保険者資格を取得することはできず、上記の加入時

に遡って申立期間に係る保険料を納付することもできなかった。

このほか、申立人の居住する市の被保険者名簿でも、申立人は昭和 61 年 4 月に初めて被保険者資格を取得し、申立期間は国民年金に未加入とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、20 歳になった頃に、母から「年金に加入したよ。」と言われたが、その頃は年金にあまり関心が無く「そうなんだ。」と思ったことを覚えている。近所に住む私の姉に、当時のことを確認したところ、確かに母が保険料を納めてくれていたと話していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の頃に、申立人の母から申立人の国民年金加入手続を行ったと聞いたことを記憶しており、申立人の姉（長女）の国民年金保険料をその母が納付していたことから、申立人の保険料も一緒に納付してくれたのではないかと述べている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の姉（三女）と連番で昭和 46 年 5 月 1 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人の所持する国民年金手帳には、同手帳の発行年月日が同年 7 月 17 日と記載されていることから、申立人の加入手続はこの頃、その姉（三女）と一緒に初めて行われ、20 歳到達時まで遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認される。このため、加入手続が行われるまでは申立期間は未加入期間であったことになり、申立期間当時、申立人の母が、申立人の姉（長女）の分と一緒に申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時点では、申立期間の保険料は時効前であり、過年度納付することは可能であったが、申立人と同時に国民年金に加入したとみられるその姉（三女）の申立期間における保険料も未納とされている。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料納付には直接関与

しておらず、これらを行ったとする申立人の母から、当時の具体的な状況を聞かされていない上、その母も既に他界していることから、申立期間当時の状況は不明である。

加えて、市の電算記録でも申立期間の保険料が納付されたことは確認できず、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 21 日から同年 10 月 13 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 63 年 10 月 13 日に A 事業所で厚生年金保険の被保険者となった旨の回答を得たが、同年 9 月分と思われる厚生年金保険料が控除された給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社した月から退職した月までの給与明細書で厚生年金保険料が控除されており、昭和 63 年 10 月分給与明細書で同年 9 月の保険料が控除されたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と申立てを行っている。

しかし、A 事業所に使用されていない期間について当該事業所で被保険者となることはできないところ、i) 申立人は、「昭和 63 年 10 月に A 事業所に入社し、同時に B 免許を取得するため市役所で住居の転出届を行い、同年同月 8 日頃に当該免許の講習所に入所したと思う。」と述べており、申立人に係る改製原戸籍の附票からも、昭和 63 年 10 月に住定地が変更されていることが確認できること、ii) オンライン記録によれば、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、C 市は、「申立人は、昭和 63 年 6 月 21 日から同年 10 月 13 日まで国民健康保険の被保険者となっていた記録がある。」と回答していること、iii) 雇用保険の加入記録によれば、申立人は、厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和 63 年 10 月 13 日に A 事業所で被保険者資格を取得していることから、申立人は、昭和 63 年 9 月において A 事業所に使用されている者ではなかったことが確認できる。

また、A事業所は、「申立人が入社したのは昭和 63 年 10 月になってからである。申立期間当時、保険料は当月控除だったが、その後、翌月控除に変更しており、その際に事務処理に手違いがあったのかもしれない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるが、申立期間においてA事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所B営業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所B営業所長の証言から、入社日を特定することはできないものの、申立人はA事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立期間当時、社会保険の事務を行っていた事業主は既に死亡している上、関係書類は既に廃棄しているので詳細は分からないが、当社では試用期間の規定を設けており、申立期間当時、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、A事業所B営業所の元従業員に照会したところ、複数の者が、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前からA事業所に勤務していた旨の証言をしており、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人は昭和 45 年 11 月 1 日にA事業所において被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致することが確認できるところ、当該事業所は、「事務が煩雑になることを避けるため、厚生年金保険と雇用保険の加入手続きは同時に行っていたと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる

関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B県にあったとされるA事業所について、オンライン記録及び適用事業所名簿を確認したが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、申立人が同僚として挙げた者は、オンライン記録において申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、「Cという職種は、健康保険及び厚生年金保険に加入できないと給与担当者から聞いた。」と述べていることから、A事業所が、任意包括適用事業所として新規適用事業所の認可の申請を行わなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は、商業登記簿謄本の記録によれば、昭和 49 年 12 月 3 日に解散しており、申立期間当時の代表取締役のうち1名は連絡が取れず、もう1名はオンライン記録によると亡くなっていることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）から申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。
しかし、申立期間に A 事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の回答から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 事業所の事務責任者は、「申立期間当時の担当者が、申立人は B 事業所に在籍したまま、A 事業所に勤務していたと考え、厚生年金保険加入手続きを行っていなかった。」と述べている。

また、A 事業所の事業主は、申立人は厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

さらに、オンライン記録では、申立人が同僚として挙げた者は、A 事業所の厚生年金保険の被保険者として確認できない。

加えて、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、平成 10 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月9日から36年8月7日まで
② 昭和39年4月23日から41年3月16日まで
③ 昭和41年3月16日から42年5月1日まで
④ 昭和42年5月2日から46年6月5日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられるほか、申立期間④に係る事業所が保管している退職台帳に記載のある申立人の住所と同一の住所が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間③及び④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年8月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 36 年 8 月 6 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 8 月 6 日の前後 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する者 7 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月後の昭和 36 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1868

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 6 日から 39 年 12 月 27 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
ねんきん定期便によれば、A事業所における標準報酬月額は、申立期間について、賃金台帳で確認できる報酬額と相違があることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を報酬の総額及び保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 14 年 4 月は 62 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から 15 年 8 月までは 30 万円と記録されていたところ、同年 11 月 18 日付けで、遡って 15 万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、A事業所に係る滞納処分票の記録によれば、当該事業所は、平成 13 年以降、厚生年金保険料を滞納していることが確認でき、標準報酬月額の減額訂正処理が行われた 15 年 11 月 18 日の時点より前から、申立人と社会保険事務所（当時）との間で、滞納保険料の解消について協議が行われていたことが記載されており、申立人は、代表取締役として、当該遡及訂正処理に係る事業所の意思決定に責任を有していたと考えるのが自然であり、会社からの届出がされていないにもかかわらず、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 18 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 31 年 5 月 4 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 31 年 5 月 4 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったものであるから、申立期間に係る事業所を退職後、52 年 12 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 5 日から 40 年 9 月 16 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 43 年 1 月 24 日から同年 8 月 20 日まで
⑤ 昭和 44 年 7 月 21 日から 45 年 1 月 22 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名の変更処理は、申立期間⑤に係る事業所を退職した後の昭和 46 年 10 月 5 日に行われており、申立期間の脱退手当金は同年 11 月 26 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間⑤に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和 35 年に書かれた履歴書には、A 事業所で勤務していた旨記されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が作成した履歴書の記載及びA事業所の元従業員であった申立人の親族の証言から、期間は特定できないが、申立人がA事業所でB職として勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の別の元従業員は、「A事業所に中途採用された者は、当初は臨時工として社会保険に加入していなかった。その後、本採用試験を受けて合格し本採用された時に社会保険に加入していた。」と証言している。

また、C事業所 (A事業所から名称変更) は、「申立人に関する記録は存在しないため、在籍状況や厚生年金保険加入状況等は分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 27 年 9 月 9 日から 29 年 4 月 1 日までの間に厚生年金保険の資格を取得した者の氏名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
年金加入記録回答票によると、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間において、それ以前より下がっているが、給与が下がった記憶はないので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、B健康保険組合から提出された申立人の申立期間に係る被保険者台帳によると、申立人の標準報酬月額の記録は国（厚生労働省）の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A事業所の元人事担当者は、「申立人を含む多数の者の標準報酬月額が下がっているのは勤務形態が変わったためと思われる。」と述べているところ、申立人が同僚として挙げた者も、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで

年金事務所に標準報酬月額の照会を行ったところ、申立期間①及び②において、標準報酬月額が下がっているとの回答を得た。しかし、給与が下がった記憶はないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「給与が下がることはなかったので、標準報酬月額も同様に下がることはない。」と主張しているが、給与明細等の関連資料を所持していないことから、当該期間に申立人が得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所の人事担当者は、「標準報酬月額が1等級下がることはよくあることであり、国で定められた報酬月額の届出に当たり、現在と同じように、間違いが無いようチェックして届出をしており、故意に標準報酬月額を下げ、虚偽の届出をするとは考えられない。」と述べている。

さらに、複数の同僚の記録においても、標準報酬月額が定時決定等により、それ以前の標準報酬月額を下回る月があることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の記録から、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 21 日から同年 6 月 21 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間にA事業所の関連事業所であるB事業場において勤務していたこととはうかがえる。

しかし、A事業所の元事業主は、「B事業場はA事業所とは別会社であり、B事業場に勤務する者の厚生年金保険料をA事業所で控除することはない。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者台帳の任意継続被保険者資格記録欄から、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 1 月 21 日から同年 3 月 11 日までの期間について、健康保険の任意継続被保険者となっていたことが確認できる。

さらに、申立人と同時期にB事業場で勤務したとする複数の同僚も、オンライン記録において、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1876 (事案 1593 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 20 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、A事業所の人事異動通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B事業所(A事業所が組織変更)から提出された人事記録によれば、「昭和 46 年 8 月 20 日 願により臨時補充員を免ずる」及び「昭和 46 年 9 月 1 日 臨時補充員を命ずる」の記録が確認できることから、申立人は、申立期間において、A事業所に在籍していなかったことが確認できること、ii) 申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 46 年 8 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、健康保険被保険者証返納欄の「返」に丸印が記されていることから、当該事業所が社会保険事務所(当時)に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、社会保険事務所に返納されたことが推認できること、iii) B事業所の担当者は、「賃金台帳は保管していないが、申立期間当時、給与計算及び社会保険の手続はA事業所で行っていた。申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと考える。」と回答していることから、既に平成 23 年 3 月 11 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、共済ねんきん特別便及びC省人事異動通知書を提出するとともに、継続してA事業所に勤務していたとして、再申立てを行っている。

しかし、申立人が提出した共済ねんきん特別便及びC省人事異動通知書では、申立人が申立期間において、継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できないため、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。